

国内にあるサーバーを利用する外国投資家の税務上の取扱いについて

平成23年6月16日
株式会社東京証券取引所

御高承のとおり、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、「コロケーションサービスに係る外国投資家の税務上の取扱いについて」と題する国税庁への照会を行い、「外国投資家（国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人に限ります。以下同じです。）が、コロケーションサービスに基づき東証のプライマリサイト内又はアクセスポイントに設置された取引参加者（東証の取引資格を得て東証が開設する取引所金融商品市場に発注等を行うことができる金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限ります。））、取引所取引許可業者（同法第60条の4第1項に規定する取引所取引許可業者をいいます。）又は登録金融機関（同法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じです。）のサーバーに、株式等の売買注文を行うためのコンピュータ・プログラム等のデータを設定・保存し、かかるコンピュータ・プログラムを実行して株式等の売買注文をしたとしても、照会に係る事実関係を前提とする限り、当該外国投資家は、そのことを理由として、国内に恒久的施設を有することにはならない、と解して差し支えない。」との回答が得られた旨を、平成22年6月11日に公表しております¹。

同照会は、取引参加者のサーバーの利用、東証のコロケーションサービスを利用した東証データセンター内での東証が開設する取引所金融商品市場への発注等に関するものであり、同照会には、東証が開設する取引所金融商品市場以外の市場への発注、一般のデータセンターの利用等については記載されておりませんが、今般、全国証券取引所及び日本証券業協会では、東証が開設する取引所金融商品市場以外の市場への発注、一般のデータセンターの利用等についても、上記の照会と同様に、下記のとおり解して差し支えない旨、国税庁に確認しましたので、御通知申し上げます。

記

外国投資家（外国証券業者（金融商品取引法第58条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）を経由する外国投資家、外国証券業者及びリモート参加者（取引所取引許可業者として取引所の取引資格を得た外国証券業者をいう。）を含む。以下同じ。）が、日本国内に所在するコロケーションサービスやプロキシミティサービスを提供する場所その他のデータセンター等に設置された他の者が所有または賃借するサーバーに、金融商品等の売買注文等を行うためのコンピュータ・プログラム等のデータを設定・保存

¹ 「コロケーションサービスにおける外国投資家の税務上の取扱いについて」
(<http://www.tse.or.jp/rules/co-location/tax.html>) を御参照ください。

し、当該プログラムを実行して金融商品等の売買注文等を行ったとしても、「外国投資家は、当該サーバーを自由に処分（売却、担保提供、廃棄等）することも、使用収益（転貸、他用途への転用等）することもできない」との事実関係を前提とする限り、外国投資家は、そのことを理由として、国内に恒久的施設を有することにはならない。

以 上